

平成23年3月16日

日本生命保険相互会社

東北地方太平洋沖地震の被災者の方々に対する契約貸付・融資関係の特別取扱いについて

日本生命保険相互会社（社長：岡本罔衛）は、今回の東北地方太平洋沖地震の被災者の方々を支援するため、下記のとおりに対応を実施することといたしました。

記

①契約貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息減免

○新規の契約貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域（*）の被災のご契約者
金 利	年利 1.5%
上記金利 適用金額	最高限度 100万円
上記金利 適用期間	平成23年12月31日まで
受付期間	平成23年6月30日まで

○利息の減免に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

<お問い合わせ先>

ニッセイコールセンター 0120-201-021

電話受付時間：月～金／9：00～18：00（祝日および年末年始を除きます）

土／9：00～17：00

②融資関係の特別取扱い

○ニッセイ個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）について

原則、災害救助法適用地域（*）で被災された方々で、既にニッセイ住宅ローン・アパートローンをご利用いただいているお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・優遇金利による改築資金等の緊急融資のご相談

を下記にて承ります。

担当部署：個人融資管理課

電話番号：0120-934-426

※携帯電話・PHSからは03-5533-9529をご利用ください。

<受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3は除く）>

○法人のお客様への融資について

原則、災害救助法適用地域（*）で被災され、既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・当社の短期貸付基準金利による緊急融資のご相談

を個別に承ります。

当社の融資担当者へお問い合わせ下さい。

（*）平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域。

但し、「①契約貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息減免」については、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く。

以 上